

令和 7 年 5 月 15 日

製品安全誓約（日本国）の実施状況について**～2024 年年度報告書～**

消費者庁を始めとする消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者は、リコール製品や安全ではない製品が生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」である製品安全誓約（日本国）を策定（2023 年 6 月 29 日開始）しています。

今般、2024 年 1 月から同年 12 月までの実施状況について取りまとめましたので、公表します。

1. 概要

別添のとおり。

2. 本文

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/product_safety_pledge/assets/consumer_safety_cms205_250515_02.pdf

参照。

【参考】

製品安全誓約（日本国）～事業者向けガイダンス～

V 重要業績評価指標（KPI）3. 公表（1）公表内容 抜粋

消費者庁は、オンラインマーケットプレイス事業者から提出された KPI を集計した上で、次のとおり国内全体の状況を取りまとめます。

公表資料の作成に当たり、消費者庁は、規制当局及びオンラインマーケットプレイス事業者と随時協議を行います。

① 数量的 KPI

オンラインマーケットプレイス事業者全体の実施割合（%）及びその件数

② 質的 KPI（活動報告）

オンラインマーケットプレイス事業者全体に共通する取組に加えて、優れた取組や特色ある取組があればその概要

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-8800(代表)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

製品安全誓約（日本国）の実施状況（概要）

～2024年年次報告書～

2025年 5月

消費者庁

1. 対象期間

2024年1月1日から12月31日まで

2. 署名事業者

アマゾンジャパン合同会社、eBayJapan合同会社、auコマース&ライフ株式会社、株式会社メルカリ、株式会社モバオク、LINEヤフー株式会社、楽天グループ株式会社、三井不動産株式会社

（注） BtoC及びCtoC両方のOM運営事業者である。

3. 規制当局

消費者庁（消費生活用製品安全法）、総務省消防庁（消防法）、厚生労働省（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、経済産業省（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、高圧ガス保安法）、国土交通省（道路運送車両法）

4. その他

署名事業者から提出された実施結果及び消費者庁ウェブサイト公表資料等から作成

○ 数量的KPI（国内全体の状況）

- 数量的KPIについて、署名事業者は、リコール製品等について、①指定したウェブサイト参照した自主的な出品削除を7,407件、②規制当局からの要請に応じた出品削除を561件実施。また、当該7,968件（7,407件+561件）は全件（100%）において製品特定後2営業日以内に出品削除を実施。
- このほか、署名事業者は、リコール製品等について、上記①②以外でも、③製造事業者等から自主的に収集した情報等に基づき2,711件、消費者からの申出に基づき125件の出品削除を実施。

1. 指定したウェブサイト参照した自主的な出品削除【数量的KPIの算出対象】

- ・算出 対象：参照サイト等を参照し、運営するOM上で、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：7,407件（A）
特定した日の翌営業日から起算して、2 営業日までに出品削除した件数（出品数）：7,407件（B）
- ・参照サイト：消費者庁「リコール情報サイト」、厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」、経済産業省「リコール情報」
署名事業者は、運営するOM上に該当製品が出品されていないか、型番・ロット等との照合や生命・身体へのリスクを確認

100%実施

実施割合
(B/A×100) %

2. 規制当局からの要請に応じた出品削除【数量的KPIの算出対象】

- ・算出 対象：規制当局から出品削除要請を受け、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：561件（A）
特定した日の翌営業日から起算して、2 営業日までに出品削除した件数（出品数）：561件（B）
- ・製品 内訳：直流電源装置（144件）、家庭用の圧力なべ及び圧力がま（132件）、磁石製娯楽用品（92件）
リチウムイオン蓄電池（45件）、乳幼児用ベッド（29件）、その他（119件）
- ・そ の 他：消費者庁は、月次で、規制当局からの要請に応じた出品削除の状況を公表

100%実施

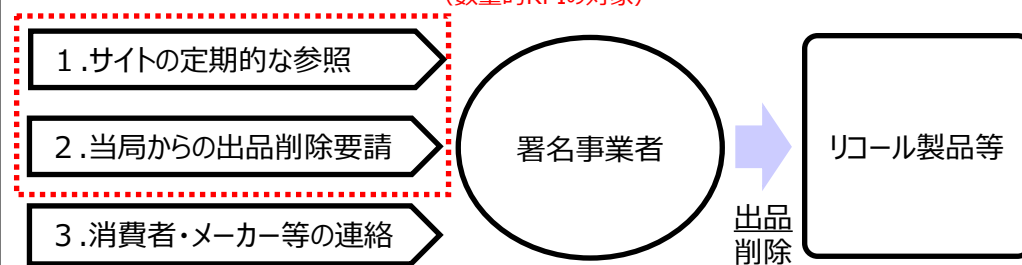
実施割合
(B/A×100) %

3. その他の出品削除の状況【参考】

- ・署名事業者は、製造事業者等からの情報連絡などにより、リコール製品等に該当すると確認した製品について、出品削除を2,711件実施。
- ・署名事業者は、消費者からリコール製品等への該当性に係る照会を受け、その内容を分析した結果、リコール製品等に該当すると確認した製品について、出品削除を125件実施。

【参考】出品削除のイメージ

（数量的KPIの対象）



○ 質的KPI（活動報告）

- 質的KPI（活動報告）について、署名事業者は、手順書の策定や担当部署の設置等の業務フローを構築した上で、製品安全誓約（日本国）に規定された全12項目の実施に向けて必要な体制を構築しているほか、規模特性を踏まえた取組を実施している。また、規制当局も販売者向けの説明資料の提供等、求められている取組を実施している。

1. 規制当局等からの情報に基づき実施した製品安全への取組（第1項目～第5項目）

- ・全ての署名事業者は、手順書の策定や担当部署の設置等の業務フローを構築し、指定したウェブサイト参照した自主的な出品削除、規制当局からの要請に応じた出品削除を実施しているほか、規制当局との連絡体制を構築している。また、関連部署との定期的な情報連携、製品安全誓約（日本国）に係るデータを一元化する部署の設置、経営陣への実績報告など、出品削除を実施するための内部管理体制の充実に向けた取組を実施している署名事業者も存する。

2. 消費者からの情報に基づき実施した製品安全への取組（第6項目）

- ・全ての署名事業者は、メールやチャットを始めとする、消費者からリコール製品等の情報を受け付けるための手段（ツール）を用意しているほか、情報受付後、5営業日以内に出品削除を含めた対応を判断する業務フローを構築している。また、受付情報の独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への連携、返品理由の集約による安全性分析や機械学習モデルを導入し情報収集体制の構築に向けた取組などを実施している署名事業者も存する。

3. 販売者や消費者に対する製品安全に関する情報提供への取組（第7項目～第8項目）

- ・全ての署名事業者は、販売者に対して、出品禁止製品を始めとする各種製品の出品ルールの説明やリコール製品等の情報提供を行っているほか、消費者に対して、リコール製品等や製品の使用方法等の情報提供を行っている。また、販売者に対して、複数の経路で情報提供を実施している署名事業者や、販売者向けに製品安全関連法令に関連する勉強会の実施や国外に居住する販売者への説明会、消費者（購入者を特定）に対して、複数の企業と連携した情報提供、国民生活センターの注意喚起の情報提供などを行っている署名事業者も存する。

4. 製品安全に関する被害の未然防止や技術革新への取組（第9項目～第12項目）

- ・全ての署名事業者は、規約等に基づき、リコール製品等の出品審査や再出品阻止の取組、悪質な販売者に対する措置の実施、経済産業省の要請に基づきリチウムイオン蓄電池等の4製品について出品前審査等を実施しているほか、新技術の導入に係る検討を実施している。また、製品掲載時における警告ポップアップ、生成AIによる業務改善の検討、リコール製品等の抽出のためのキーワードフィルタリングシステムの改良を行っている署名事業者も存する。

【参考】製品安全誓約（日本国）の全体概要について

- 製品安全誓約（日本国）は、①OECDの推奨「製品安全誓約の声明」、②オンラインマーケットプレイス（OM）における、BtoCやCtoC（物販）の市場規模が増加する一方、重大製品事故の割合も増加傾向という内外の環境変化を踏まえた対応。消費者庁を始めとする消費者向け製品の規制当局と署名事業者による**製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」**であり、**重要業績評価指標（KPI）も算出**。
- 署名事業者は、自主的又は規制当局からの要請に応じた**リコール製品や安全ではない製品の出品削除を始め、全12項目の取組の実施を宣言**。
- 署名事業者は、**リコール製品等の再出品を防止する仕組みの構築・維持等**、規制当局は、**販売者向けの説明資料の提供等**の取組を実施。
- 署名事業者の規律は、①統一的な規律（例：出品削除は2営業日以内に実施）、②OMの規模・特性を踏まえた自律的な規律の両輪。

製品安全誓約（日本国）の特色

（1.署名による、毎年度の履行確認）

重要業績評価指標（KPI）による毎年度フォローアップによる品質管理 **<新規>**

（2.これまでの取組の拡大・充実）

販売者・出品者に対する教育資料の提供 **<拡大・充実>**

リコール製品や安全ではない製品の広い範囲で網羅的な出品削除 **<拡大・充実>**

リコール製品等の再出品や悪質販売者への措置を含めた体制整備 **<拡大・充実>**

（3.日本独自の取組 ※新規の取組）

KPIに消費者対応に係る「実際に取り組んだ業務フロー」等を追加 **<日本独自>**

規制当局と連携した消費者庁による出品削除の状況分析 **<日本独自>**

出品削除要請による出品削除の速報を消費者庁ウェブサイトに掲載 **<日本独自>**

○製品安全誓約（日本国）の取組に参加している規制当局

2025年4月18日時点

省庁名	所管法令
消費者庁	消費生活用製品安全法
総務省消防庁	消防法
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
経済産業省	消費生活用製品安全法 電気用品安全法 ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 高圧ガス保安法
国土交通省	道路運送車両法

○製品安全誓約（日本国）に署名したOM運営事業者

2025年4月18日時点

署名日	OM運営事業者	運営しているOM
2023年 6月29日	アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
	eBay Japan合同会社	Qoo10
	auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
	株式会社メルカリ	メルカリ（CtoC） メルカリShops
	株式会社モバオク	モバオク（CtoC）
	LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション（CtoC） Yahoo!フリマ（CtoC） LINEギフト
2024年 9月20日	楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ（CtoC）
	三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall 三井アウトレットパーク オンライン

※署名日が同一であれば50音順
※BtoCに限らず、CtoCも行っているOMと、CtoCのみ行っているOMは、（CtoC）と記載

【参考】製品安全誓約（日本国）の全項目について

- **製品安全誓約（日本国）（本文）は、全12項目で構成。**
- このほか、署名事業者が12項目の内容を理解する際の参照資料となる「**事業者向けガイダンス**」、消費者向け製品を所管する関係省庁による「**安全ではない製品**」等に関する考え方及び、具体的な取組内容等を取りまとめた「**担当者向け手引き**」により構成。

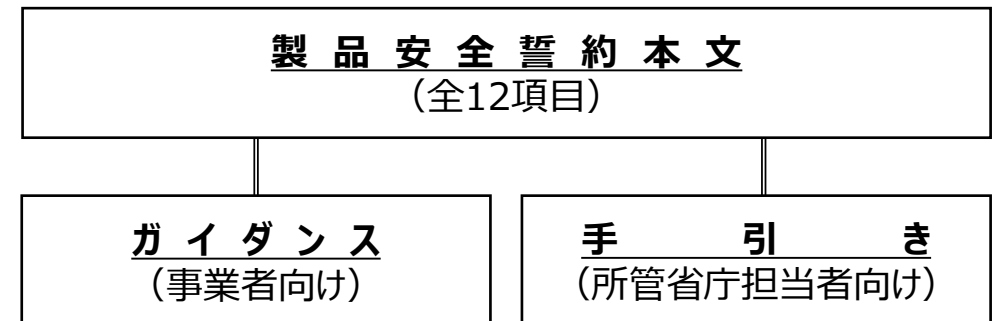
製品安全誓約（日本国）（第1～7項目）

1. **規制当局等のウェブサイトから**、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. **規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内**に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請に係る対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. **誓約の署名者に対して**、リコール製品や安全ではない製品が出品されていることを消費者が直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有するなど、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。

製品安全誓約（日本国）（第8～12項目）

8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品や安全ではない製品の販売を阻止又は制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどをする悪質な販売者に対して、適切な措置を講ずる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講ずる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出や出品削除の水準を向上させるための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

（構成図）



【参考】製品安全誓約（日本国）の対象製品について

- 消費者庁を始めとする消費者向け製品の規制当局は、所管する製品や基準に基づいて、「安全ではない製品」の定義等を規定した、「製品安全誓約（日本国）～所管省庁担当者向け手引き～」を法律ごとに策定し、署名事業者との協議を経ることにより、製品安全誓約（日本国）に参加。
- 製品安全4法を含む、**合計10法律によって規定された製品**が、製品安全誓約（日本国）の対象製品。
- 当該対象製品のうち、OM上で販売されている製品がリコール製品等に該当する場合、署名事業者は、自主的又は規制当局からの要請に応じた出品削除を実施。

製品安全誓約（日本国）の対象製品一覧

製品安全4法（経済産業省）

- 消費生活用製品安全法に基づく特定製品
 - ・乳幼児用ベッド、石油ストーブ等のいわゆるPSCマークの表示が必要な製品
- 電気用品安全法に基づく電気用品
 - ・リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー含む）、直流電源装置（ACアダプター）等のいわゆるPSEマークの表示が必要な製品
- ガス事業法に基づくガス用品
 - ・ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ等のいわゆるPSTGマークの表示が必要な製品
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等
 - ・液化石油ガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸器等のいわゆるPSLPGマークの表示が必要な製品

高圧ガス保安法（経済産業省）

- 高圧ガス保安法に基づく必要な検査・刻印・届出等を行った日本国内で高圧ガスを充填するための容器（附属品）
- ・スキューバダイビング用タンク、炭酸ガスシリンダー等

消防法（総務省消防庁）

- 防災物品
 - ・カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等（防災性能を有するものとして販売される製品に限る。）
- 検定対象機械器具等
 - ・消火器、住宅用火災警報器等
- 自主表示対象機械器具等
 - ・エアゾール式簡易消火具等

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

- 法により有害物質の含有量等の基準が定められている家庭用品
- ・おしめ、下着等の繊維製品（ホルムアルデヒドの含有量等を規定）、家庭用エアゾール製品（トリクロロエチレンの含有量等を規定）等

麻薬及び向精神薬取締法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 （厚生労働省）

- 麻薬及び向精神薬取締法に規定する「麻薬」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」に速やかに指定する可能性のある成分が混入（疑いを含む。）した製品（広域禁止物品として官報告示公示前の製品及び広域禁止物品として官報告示公示後の製品）

道路運送車両法（国土交通省）

- 年少者用補助乗車装置
チャイルドシート
- 特定小型原動機付自転車
電動キックボード等

●2024年12月31日時点で、6本（10法律）の「所管省庁担当者向け手引き」が策定されている。